

昭和三十三年十月

売春対策審議会資料

売春対策審議会
佐賀婦人少年室

は し が き

売春防止法の全面施行を明年四月にひかえて、売春対策審議会関係資料をもとめられる機会が多いので、本年三月発行にかかる売春対策関係資料の主要部分に、その後の新資料を加えて、関係者の参考に資することとした。

なお、先の資料に収載した一般関係法令抄録は、紙数の関係上、今回は割愛せざるを得なかったが、旅館業法については、当審議会答申第一号に基き、所要の改正がなされたので、その全文を収載した。

従つて、所要部分については、先の資料を併せて御覧願いたい、本資料だけでも一応のまとまりを持つよう留意したつもりである。

昭和三十三年十月

目次

一	売春対策関係日誌	五
二	売春対策審議会設置に関する法令	九
1	総理府設置法(昭二四、五、三一)抄	一
2	売春対策審議会令(昭三一、三、七)	二
3	売春対策審議会議事規則(昭三一、三、一四)	四
三	売春対策審議会答申及び意見具申	一七
1	売春等の防止及び処分について	一九
	― 答申第一号(昭三一、四、九) ―	
2	答申第一号についての菅原会長談話要旨(昭三一、四、九)	三〇
3	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について	三一
	― 答申第二号(昭三一、九、七) ―	
4	売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額について	三二
	― 意見具申第一号(昭三一、一二、一七) ―	
5	売春防止対策を推進するための機構について	三三
	― 意見具申第二号(昭三一、五、六) ―	
6	売春防止法の完全実施について	三三

	―意見具申第三号(昭三二、八、七)―	三三
7	売春防止法の全面施行にそなえての必要措置について	三三
	―意見具申第四号(昭三二、九、一八)―	
8	性病対策について	四三
	―意見具申第五号(昭三二、一〇、一六)―	
9	意見具申第五号についての菅原会長談話要旨(昭三二、一〇、一六)	四三
四	売春対策関係法令その他	四五
1	売春等に関する決議(昭三〇、七、一九)	四七
2	売春防止法(昭三一、五、二四)	四七
3	売春防止法案に関する付帯決議(昭三一、五、一八)	五四
4	婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について(昭三一、七、一二)	五四
5	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について(昭三一、一二、一七)	五八
6	売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について(昭三一、一二、二七)	六一
7	婦人相談所等に関する政令(昭三二、四、一)	六一
8	売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件(昭三一、四、九)	六四
9	売春対策推進委員の設置に関する件(昭三一、七、九)	六九
10	売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について(昭三一、八、三〇)	七〇
11	売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について(昭三一、九、五)	七一

12	売春防止対策本部等の設置について（昭三二、九、二〇）	七二
13	売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について（昭三二、九、三）	七五
五	関係資料	七七
1	統計資料	七九
2	売春対策等経費調	八四
3	旅館業法（昭三二、六、一五 一部改正）	八六
4	売春対策関係法令調	九二

一

壳春对策關係日誌

売春対策関係日誌

年 月 日	事 項
二八、一二、一八 三〇、九、二 三〇、一〇、六 三〇、一〇、二八 三一、三、二〇	売春問題対策協議会設置（閣議了解） 右対策協議会答申（いわゆる売春問題対策について） 右対策協議会廃止 売春問題連絡協議会設置（閣議決定） 売いん防止法（仮称）要綱案並びに売春防止法（仮称）の施行に伴う行政措置要綱案作成 右連絡協議会廃止
三一、三、七 三一、四、九 三一、五、二 三一、五、二一 三一、五、二四 三一、九、七	売春対策審議会設置（総理府設置法の一部を改正する法律「昭和三十一年法律第五号」、売春対策審議会令「昭和三十一年政令第十七号」公布施行） 審議会答申第一号（売春等の防止及び処分について） 売春防止法案国会提出 売春防止法案参議院通過成立 売春防止法「昭和三十一年法律第百十八号」公布 審議会答申第二号（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について）

三二、一二、一七 三二、一二、一七 三二、一二、二七	事務次官等會議申合せ（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について） 審議会意見具申第一号（売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額について） 各都道府県知事に対する事務次官等共同通知（売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について）
三二、四、一 三二、四、一 三二、五、六 三二、六、一五 三二、七、九 三二、八、七 三二、八、三〇 三二、九、五 三二、九、一八 三二、一〇、一六	売春防止法中総則及び保護更生関係規定施行 婦人相談所等に関する政令「昭和三十二年政令第五十六号」公布施行 審議会意見具申第二号（売春防止対策を推進するための機構について） 旅館業法の一部を改正する法律「昭和三十二年法律第百七十六号」公布施行 売春対策推進委員設置（厚生省） 審議会意見具申第三号（売春防止法の完全実施について） 閣議決定（売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について） 各都道府県知事に対する事務次官等共同通知（売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について） 審議会意見具申第四号（売春防止法の全面施行にそなえての必要措置について） 審議会意見具申第五号（性病対策について）
三三、四、一	売春防止法中刑事処分関係規定施行

二 売春対策審議会設置に関する法令

1 総理府設置法（抄）

（昭二四、五、三一）
（法律第百二十七号）

（その他の附属機関）

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	略	目的
売春対策審議会	略	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

（注）当該条文の改正は、総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三一、三、七 法律第五号）による。

2 売春対策審議会令

(昭和三一、三、七)
政令第十七号

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 売春対策審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、売春対策に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 審議会に、幹事二十人以内を置く。

（会長及び副会長）

第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員、専門委員及び幹事）

第四条 委員及び専門委員は、⁽¹⁾関係行政機関の職員、⁽²⁾最高裁判所の職員及び売春対策に関し識見がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 売春対策に関し識見がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

5 幹事は、^③関係行政機関の職員及び最高裁判所の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

7 委員、専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五條 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雑則)

第六條 この政令に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

注(1) 委員の構成は、識見がある者として、衆議院議員六（自民四、社二）、参議院議員四（自民二、社一、緑一）、民間人九、外、関係行政機関職員五（総理府総務副長官、警察庁次長、法務、厚生、労働各事務次官）及び最高裁判所事務次長（現在欠員）よりなつてゐる。

注(2) 現在までのところ、任命されていない。

注③ 幹事の構成は、内閣総理大臣官房審議室長、同文教担当参事官、警察庁刑事部長、警視庁防犯部長、自治庁行政局長、法務省刑事局長、同刑事局総務課長、同矯正局長、同保護局長、同人権擁護局長、大蔵省主計局長、文部省社会教育局長、厚生省公衆衛生局長、同社会局長、同児童局長、労働省労働基準局長、同婦人少年局長、同職業安定局長、最高裁判所事務総局刑事局長及び同家庭局長からなっている。

3 売春対策審議会議事規則

(昭三十一、三、一四 決定)

(会議)

- 第一条 売春対策審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が日時及び場所を定めて招集する。
- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。

(定足数)

第二条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(発言)

第三条 会議において発言しようとする者は、議長の許可をうけなければならない。

(会議の経過及び結果の発表)

第四条 会議の経過及び結果の発表は、必要に応じて会長が行う。

(小委員会の設置)

第五条 会長は、必要に応じて、審議会に小委員会を置き、その所掌事項を分掌させることができる。

(議事録)

第六条 会長は、議事の経過について、議事録を作成する。

(雑則)

第七条 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

三 売春対策審議会答申及び意見具申

1 売春等の防止及び処分について

(昭三一、四、九 答申第一号)
売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣鳩山一郎あて

本売春対策審議会は、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に関し、すみやかに立法措置を講ずる必要があると認め、当該法律案に盛り込むべき事項及びこれに関連する事項について検討した結果、左記のとおり決定したので、答申する。

記

一、法律の名称は、「売春等の防止及び処分に関する法律」とすることが適當である。

二、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という。）の保護更生を図ることの重要性にかんがみ、これを単に行政措置に委ねるをもつて足るとすべきではなく、法律上明文をもつて明らかにすることが適當である。

三、法律の内容に盛り込まべき事項は、おおむね、次のこととすることが適當である。

1 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びに要保護婦女の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

2 売春とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

3 刑事処分の対象とすべき行為は、おおむね、次のときものとし、科せらるべき刑は、既存の関係法規の刑罰規定と均衡を失しないものとする。売春行為自体は、さしあたり刑事処分の対象としないが、これについては別紙のとおり有力な反対意見もあり、将来の問題として引続き調査検討を加えるものとする。

(4) (勧誘等)

- (1) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の目的をもって、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(四) (周旋等)

- (1) 売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の周旋をする目的で、道路その他公の場所で、人の身边に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(五) (場所の提供)

売春のために使用されることを知りながら、建物若しくはその一部を貸与し、又はその使用を許可する行為

(六) (困惑等による売春)

欺き、又は困惑させて売春をさせる行為

(ホ) (特殊関係の利用)

親族、業務、雇用、その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して、売春をさせる行為及びこのような関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束する行為

(ハ) (前貸等)

売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与する行為

(ト) (売春をさせる契約)

売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をする行為

(チ) (施設の経営等)

(1) 売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理する行為

(2) 居住させて売春をさせることを業とする行為

(リ) (資金等の提供)

情を知つて、売春施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供する行為

4 要保護婦女に対する保護更生の措置に関して規定すべき事項はおおむね次のときものとする。

(イ) 要保護婦女の相談に応じ、必要な指導を行い及び一時保護を行う婦人相談所(仮称)を都道府県に設置するとともに婦人相談員(仮称)を配置すること。

(ロ) 要保護婦女のうち、施設に収容して必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要があるもののため、婦人保護施設を都道府県に設置すること。

(ハ) 関係機関の協力義務を明らかにすること。

5 附則をもって、必要な経過規定、関係法令の改廃を行うこと。刑事処分に関する規定の施行期日については適当な猶予期間を置くこととし、おおむね、昭和三十三年一月一日とすること。

四、1 「勧誘等」の罪を犯した者については、裁判所において保安処分が付することができるとすることが妥当であり、すみやかにこれに関する立法措置を講ずること。

2 旅館業法を改正して、公衆衛生の見地からのみではなく、風紀取締の見地からも、旅館業を規制することについてすみ

やかに検討を加え、必要な改正措置を講ずること。

五、この法律の目的を達成するために、この法律の実施に直接必要な予算を確保することはもとより、要保護婦女に対する保護更生の徹底に要する予算上の措置についても遺憾のないようにすべきである。

六、この法律の公布にあたっては、国民一般の性道德の高揚について強力な啓蒙活動を展開すべきである。なお刑事処分に関する規定の施行以前には、現存の昭和二年勅令第九号、職業安定法、児童福祉法、労働基準法、刑法及び関係地方条例の各該当規定の適切な運用を図り、この法律の施行を円滑ならしめるよう、事前措置について配慮すべきである。

関係資料目録

一、売春行為自体を刑事処分の対象とすべきであるとの意見書

一、売春等の防止に関する法律要綱案

売春行為を処罰しない答申には反対である。その理由は、

一、売春の社会悪であることを認めながら、これを行う者に処罰の制裁を加えない態度は正しくない。もし、法が売春行為そのものについて倫理的宣言をなすにとどまるのであるならば、それは立法の範囲外でないか、かりにも、法律が売春の社会悪であることをとめ、その防止と取締りを目的とする以上は、社会が納得する程度の制裁規定をおくことは当然である。

よって、我々は、売春行為に対して比較的軽い処罰規定と共に、売春婦の保護、更生の施設及び転落防止の用意をすることを妥当と信ずる。

二、売春行為を処罰しないで、売春のための公然の勧誘を処罰すること（案の三）は筋が通らない。のみならず、これは人目

につかぬ方法による売春が野放しとなつて、その害毒まことに怖るべく、法の目的に相反する。結局、法はその実効を挙げ得ない。

三、売春を処罰しない場合に、売春行為の処罰を規定せる全国の地方条例の効力はどうなるのか。

若し、地方条例が「失効する」とならば、全国の売春は放任行為となつて、売春の防止と取締りを目的とする法が逆にこれを公認する結果となる。

若し、地方条例が「失効しない」とならば、法律の精神と条例は相矛盾して、売春に対する国家意思は不統一となり、国民はその適従にまどうであらう。

四、売春を処罰しないで、売春を目的とする業者を処罰することは、理論の根拠を失うものである。

五、売春を処罰しない理由として、検挙に際して証拠に乏しく、結局立証難で、人權侵害のおそれがある」と述べられるが、これは、業者の場合も同様である。立証難を免責の根拠とすることは妥当でない。人權を侵してはならないことは、ひとり、売春のみならず、て、警察官等が憲法保障の国民の基本的人權を尊重せねばならないことは論ずるまでもない。

六、売春婦は弱者であるから処罰立法には反対との説に対しては、処罰とあわせて保護・更生施設と転落防止その他社会保障を併行せしめて、売春防止の目的を達すべきである。

七、昨年九月二日、売春問題対策協議会も、悪質売春は処罰すべきもの」との趣旨を答申しておる。

八、売春を処罰しない場合は、売春をかう男性も処罰を免れることとなつて、性道徳は無視せられ、社会の常識に相反することとなる。

昭和三十一年四月六日

売春対策審議会委員

売春対策審議会会長

菅 原 通 済 殿

売春等の防止及び処分に関する法律（仮称）要綱案

第一章 総則

（目的）

一、この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びにその性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護

大	田	宮	中	福	三	藤	神	吉
浜	辺	城	山	田	卷	原	近	田
英	繁	タ	マ		秋	道	市	賢
		マ						
子	子	ヨ	サ	勝	子	子	子	一

婦女」という)の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

(国及び地方公共団体の義務)

二、国及び地方公共団体は、この法律の定めるもののほか、福祉施設、医療施設その他教育施設を充実し、なお就職のあっせん、職業の指導、各種生活資金の貸付等についても遺憾なきを期することによって、要保護婦女の保護更生に努めるとともに、純潔教育の普及徹底を図る等売春の発生を予防する施策を講じなければならぬ旨を明らかにすること。

(定義)

三、この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

(売春等の禁止)

四、何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない旨を明らかにすること。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

五、売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、………に処する。

2 売春の目的をもって、道路その他公の場所て、人の身边に立ちふさがり又はつきまとつた者は、………に処する。

3 売春の目的をもって、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、………に処するものとする。

(周旋等)

六、売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、………に処する。

2 売春の周旋をする目的をもって、道路その他公の場所て、人の身边に立ちふさがり又はつきまとつた者は、………に

処する。

3 売春の周旋をする目的をもって、公衆の目に触れるような方法で写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、……………に処する。

(場所の提供)

七、売春のために使用されることを知りながら建物又はその一部を貸与し、又はその使用を許可した者は、……………に処する。但し、貸与し又はその使用を許可した建物、又はその一部が売春のために使用されることを知って、売春の行われることを防止するために相当と認められる処置を採った場合は、この限りでないものとする。

(困惑等による売春)

八、欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、……………に処するものとする。

(特殊関係の利用)

九、親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売春をさせたときは、……………に処する。

2 前項の関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を收受し、又これを要求し、若しくは約束したときは、……………に処するものとする。

(前貸等)

一〇、売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他財産上の利益を供与した者は、……………に処するものとする。

(売春をさせる契約)

一一、売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、……………に処するものとする。

(施設の経営等)

一二、売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理した者は、……………に処するものとする。

2 居住させて売春をさせることを業とする者は、……………に処するものとする。

(資金等の提供)

一三、情を知つて、売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供した者は、……………に処する。但し、提供した資金、土地又は建物が売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に使用されるものであることを知つて、これが使用を阻止するために相当と認められる処置を採つた場合は、この限りでないものとする。

(両罰)

一四、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、一〇、から一三、までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科するものとする。

(併科)

一五、五、から一三、までの罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三章 保護更生処分

(婦人相談所)

一六、都道府県は、政令の定めるところにより、婦人相談所を設置しなければならないものとする。

2 婦人相談所は、要保護婦女の保護に関する事項について主として次の業務を行うものとする。

(一) 要保護婦女に関する各般の問題につき相談に応ずること。

(イ) 要保護婦女及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

(ロ) 要保護婦女の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置くものとする。

(婦人相談員)

一七、都道府県及び市は、その管理に属する福祉事務所に、非常勤の婦人相談員を置くものとする。

2 婦人相談員は、要保護婦女につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う等これらの者の保護更生に努めるものとする。

3 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意をもっている者の中から、都道府県知事又は市長が任命するものとする。

(婦人保護施設)

一八、都道府県は、要保護婦女のうち、施設に收容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行うため、政令の定めるところにより、婦人保護施設を設置しなければならないものとする。

2 市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て婦人保護施設を設置することができるものとする。

(協力機関)

一九、民生委員法に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、労働省設置法に定める婦人少年室の協助力、保護司法に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの、人権擁護委員法に定める人権擁護委員は、この法律の施

行に関し、婦人相談所に協力しなければならないものとする。

(都道府県の支弁)

二〇、都道府県は次に掲げる費用を支弁しなければならないものとする。

(一) 一六、の婦人相談所に要する費用

(二) 一七、の婦人相談員の設置に要する費用

(三) 一八、の婦人保護施設に要する費用

(都道府県の補助)

二一、都道府県は、市町村その他の者が設置する婦人保護施設の設備につき支弁した費用の一分の一を補助することができるものとする。

(国庫の補助)

二二、国庫は、都道府県が二〇、の規定により支弁した費用の一分の一を補助しなければならないものとする。

2 国庫は、都道府県が二一、の規定により補助した金額の一分の一を補助しなければならないものとする。

附 則

(施行期日)

一、この法律は、………の規定を除き、公布の日から施行し、………の規定は昭和三十三年一月一日から施行するものとする。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

二、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、………の規定の施行と同時に廃止する。

ものとする。

(地方条例との関係)

三、売春行為自体を処罰する地方条例は、……………の規定の施行前は、その効力を失うものではないことを明らかにするものとする。

(社会福祉事業法の一部改正)

四、社会福祉事業法の一部を次のように改正するものとする。

第二条第二項中第三号の次に次の一号を加え、第四号を第五号とする。

四 売春等の防止及び処分に関する法律(昭和三十一年法律第 号)にいう婦人保護施設を経営する事業

2 答申第一号についての菅原会長談話要旨

(昭三一、四、九新聞発表)

本審議会は、本年三月十四日第一回の審議会において、内閣総理大臣から、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に關して、法律案に盛り込むべき事項及びこれに關する事項について諮問を受けたのでありまして、爾來回を重ねること総会五回、小委員会十一回におよび相当白熱的な審議の結果、別紙要領のとおり、審議会の決定をみたので、本日内閣総理大臣あてに答申をいたしたのであります。

もとより、本答申は、売春対策の一環としての売春等の防止及び処分に關して法律案に盛り込むべき事項並びにこれに關連する事項についてのみ取りまとめたものであり、従つて、これをもつて売春対策の全般を覆うてゐるものではないのであります。本審議会としては、例えば保安処分の問題につきましては引き続き検討を加えていきたいと考えているのであります。

本答申作成までの審議の過程において、最も論議の対象となつた事項は、売春行為自体に刑罰を科するか否かの問題、保安処分問題、法律の施行期日、いわゆる業者の転廃業に関する諸問題、地方条例との関係の問題、保護更生、転落防止の問題等でありまして、これらの問題については必ずしも審議会全員の意見の一致は期せられなかつたのでありますが、今回は、いわばその最大公約数を取つてとりまとめたのであります。

そういう意味で、それぞれの事項について多数決による採決というような方式はとらずあくまで話し合いによって審議を進めたのであります、特に反対のあつた有力意見は答申に添付したのであります。

本審議会としては、売春対策については、既に論議の段階を過ぎて、具体的対策の実行に一步でも踏み出さなければならぬ時期にあり、立法措置についてもすみやかにこれを講ずる必要があるという認識のもとに、全員一致して審議の促進を図つたのであります、もとよりこの答申についてはいろいろの批判が行われると思うのでありますが、これはあくまでも売春対策の一礎石で更にこの上に第二、第三の石を積み重ねて参りたいと思ふのであります。政府ならびに国会は本審議会の意のあるところを汲んで幸いにして本国会において本問題について立法措置が講ぜられることを期待するものであります。

3 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭三一、九、七 答申第二号)
売春対策審議会会長菅原通済よ
り内閣総理大臣鳩山一郎あて

本審議会は、昭和三十一年四月九日、内閣総理大臣に対して、売春等の防止及び処分について、答申第一号を提出した。政府は、右答申に基き、売春防止法案を国会に提出したのであるが、同法案は、昭和三十一年五月二十一日、国会を通過成立し同月二十四日公布を見たことはまことに欣快にたえない。

この法律は、長い因襲を持った社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには、重大なる決意

と努力を要するところであるが、特に、法律施行前においても、法律の円滑な施行を図り、売春防止の目的を達成するため、政府において、売春防止法の趣旨の普及徹底、人權の尊重、性道德の高揚、未然防止措置の強化、保護更生の強化、関係業者の転廃業の促進、取締の適正化、犯罪後の更生保護措置の強化及び中央関係各省庁並びに地方公共団体との連絡の強化等の事項について、強力な行政措置を採る必要があると認めたので、ここに答申する。

4 売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額について

（昭三二、一二、一七 意見具申第一号）
 売春対策審議会会長菅原通済より内閣
 総理大臣鳩山一郎あて

本審議会は、売春対策に関する関係各省庁の昭和三十二年度予算要求額を通覧するに、画期的な文化立法である売春防止法の受入れ態勢として、本要求額をもつてはまことに不十分であつて、到底所期の目的を達成することは困難であると思料せられるので、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見として政府の再考慮を求める。

5 売春防止対策を推進するための機構について

（昭三二、五、六 意見具申第二号）
 売春対策審議会会長菅原通済より
 内閣総理大臣岸信介あて

売春防止法の目的を完全に実施するため、特に、最近における関係業者の転廃業問題の表情にもかんがみ、これを含めて、売春防止対策を強力に実施する必要があるので、すみやかに、政府部内に、民間からも適任者の協力を得て、売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう

売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

6 売春防止法の完全実施について

(昭三二、八、七 意見具申第三号)
売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣岸信介あて

本審議会は、本年五月六日、意見具申第二号をもつて、政府部内に売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう要望したのに対し、政府は、この意見具申に基き、厚生省に売春対策推進委員を置き、諸対策に努力せられていることは、まことに意を強くするところである。

然しながら、世上一部に、売春防止法の刑事処分関係規定の施行期日が延期されるのではないかという風評もあり、重大な関心を持つものである。

よつて政府におかれては、既定方針に基き売春防止法を完全を実施するため、速やかに保安処分に関する立法措置を含む適切な対策とこれに伴う予算措置を講ずるよう

売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

7 売春防止法の全面施行にそなえての必要措置について

(昭三二、九、一八 意見具申第四号)
売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣岸信介あて

売春防止法は、要保護女子の保護更生に関する規定の施行を先行せしめ、刑事処分に関する規定の施行については、二年間の猶余期間を置いて、その間、諸対策を総合的に実施することにより、同法の円滑な施行を期したのであるが、同法の完全実

施を僅か六月の後に控えているにもかかわらず、その対策は遅々として進まず、例えば東京都の一部、新吉原の如きは、昨年五月に比し、かえって従業員一七三名の増加を見ている状況であり、業者の転廃業についても、本年六月以降はとみに停頓して、今なお、六%に達しない実情であることは、売春対策について一年数ヶ月を空費した感があり、このような事態はまことに遺憾である。

よつて、本審議会は、売春対策上、特に重要な保安処分、保護更生及び転廃業対策について審議の必要を認め、三分科会を設けて鋭意審議の結果、差当り必要な措置として左記のとおり結論を得たので、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

記

一 保安処分対策については、別紙「売春防止法の一部を改正する法律案（補導処分等）要綱案」及び「婦人補導院法案要綱案」に基づき、速かに立法措置を講ずるものとする。

二 保護更生対策については、売春防止法によりその設置を義務づけられた婦人相談所すら、未だその設置を見ない県があること等の状況にかんがみ、同法の全面的施行に支障を来す虞もあるので、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 婦人相談所未設置の県に対しては、直ちにその開設を促す強硬な措置をとること。

2 婦人相談員の設置が定数に達しない府県市に対しては、定数までの設置につき必要な措置をとること。

3 婦人保護施設の設置は、本法の施行上欠くべからざるものであるが、国の昭和三十二年度婦人保護施設予算の施行状況をみるに、一部少数の府県が具体的設置計画をたてたのみで、他の大多数の府県はその計画さえない状況である。

よつて政府は、未設置府県を督促し、右予算の速かな施行を図るよう、強力に指導すること。

このため必要に応じ、婦人保護施設は、これを、都道府県の義務設置とするよう、法の改正を考慮すること。

4 なお、今日までの関係業者の転廃業及び婦女の保護更生の状況よりみて、法の全面施行期日たる明年四月一日間近に要保護婦女の増加が予想されるので、昭和三十二年度予算に計上された施設の外、本年度中に、更に各都道府県に必要な婦人保護施設の増設を図るため、予備費支出を考慮すること。

三 転廃業対策については、この際更に、これを推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 閣議決定をもつて、各都道府県及び五大市に売春防止対策本部をおくよう、各都道府県知事及び五大市長に通達するものとする。

なお、その際、売春防止法の刑事処分関係規定の施行については、絶対に延期しない旨を表明するものとする。

2 業者自身の資力による自主転廃業を基本とし、その金融のために特別な枠で融資の操作をするようなことはできないが、健全な転廃業をする者に対しては、公私の金融機関に於て、差別待遇をせず、公平かつ親切に、融資の斡旋をなし、又はその他転業に必要な措置を講ずるものとする。

なお、業者がこの線にそつて、早く転廃業の方針を決定するよう、勧奨するものとする。

売春防止法の一部を改正する法律案（補導処分等）要綱案

（別紙）

（補導処分の言渡）

第一 裁判所は、売春防止法（以下、法という）第五条の罪を犯した成人の女子に対し、懲役の執行を猶予すべきときは、刑の言渡と同時に、補導処分に付する旨の言渡をすることができ。

2 補導処分に付する旨の言渡をすべき場合においては、保護観察に付する旨の言渡をすることはできない。

3 法第五条の罪と他の罪とについて、一個の裁判により懲役の言渡をすべきときは、刑法第五十四条第一項の規定により

法第五条の罪の刑によつて処断すべき場合を除き、前項の規定を適用しないものとする。

(補導処分の内容)

第二 補導処分に付せられた者は、婦人補導院に收容し、その更生のために必要な措置を講ずるものとする。

(婦人補導院)

第三 婦人補導院は、在院者の自主性を尊重してその自覚に訴え、開放的な雰囲気の下に第二の措置を講ずる施設とする。

2 婦人補導院は、在院者に対し、規律ある生活の下に、その道德觀念、労働意欲及び衛生思想の向上を図り、社会生活に適応させるために必要な生活指導、授産作業及び医療を行う。

3 補導上必要があるときは、院外補導等の措置を講ずることができる。

4 生活指導、授産作業、医療、出産、携帯乳児に関する処置その他在院者の処遇に関し必要な事項は、婦人補導院法の定めるところによるものとする。

(補導処分の期間)

第四 補導処分の期間は、六月とすること。

(勾留状の效力)

第五 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法第三百四十五条の規定は、適用しないものとする。

(收容)

第六 補導処分の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、檢察官は、收容のためこれと呼出すことができる。正当な理由がなく呼出に応じないとき、逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、收容状を發することができるとする。

(補導処分の競合)

第七 二個以上の補導処分は、同時に執行する。

2 一の補導処分について執行を終ったときは、執行を終わらない他の補導処分についても、その言渡が確定した日からその執行を開始する日の前日までのうち、先に執行を終った補導処分の執行をした期間は、すでにその執行があつたものとみなすこと。

(在院者の環境調整)

第八 保護観察所の長は、在院者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2 前項の場合において、保護観察所の長は、婦人補導院、婦人相談所その他関係の機関又は団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができるものとする。

(仮退院)

第九 地方更生保護委員は一補導処分に付せられた者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

2 仮退院を許された者は、犯罪者予防更生法の規定に準じ、保護観察所の保護観察に付する。

3 仮退院を許された者が、遵守事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しないおそれがあるときは、地方更生保護委員会又は、犯罪者予防更生法の規定に準じ、仮退院の取消をすることができる。

4 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

（更生保護）

第十 婦人補導院を退院した者及び第九の第四項により補導処分を執行を受け終つたとされる者に対しては、更生緊急保護法の規定に準じ、更生保護の措置を講ずることができるものとする。

（執行猶予期間の短縮）

第十一 婦人補導院から退院した者が、刑の執行猶予の言渡を取り消されることなく、六月を経過したときは、執行猶予の期間を経過したものみなす。

2 婦人補導院からの仮退院を許された者が、仮退院及び刑の執行猶予の言渡を取り消されることなく、六月を経過したときも、前項と同様とする。

3 法第五条の罪と他の罪とについて、一個の裁判により懲役の言渡を受けたときは、刑法第五十四条第一項の規定により法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前二項の規定を適用しないものとする。

（補導処分の失効）

第十二 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失うものとする。

（少年の取扱）

第十三 法第五条の罪を犯した少年については、少年法を適用するものとする。

（刑の執行猶予の特例）

第十四 法第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をすべきときは、刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察の期間内に犯した場合であっても、同法第二十五条第二項但書の規定にかかわらず、同項本文の規定に

よつてさらにその刑の執行を猶予することができる。同法第五十四条第一項の規定により法第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をすべきときも、同様とすること。

婦人補導院法案要綱案

(別紙)

(婦人補導院)

第一 婦人補導院は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定により補導処分に付せられた者を取容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とすること。

(管理)

第二 婦人補導院は、国立とし、法務大臣が管理する。

2 法務大臣は、少くとも一年ごとに一回監査を行わなければならないものとする。

(補導)

第三 婦人補導院で補導として行う在院者に対する生活指導、授産作業及び医療は、在院者の個性、心身の状況その他法務省令の定めるところによつて行う分類調査の結果にもとずいて計画的に行わなければならない。

2 在院者に対する生活指導は、婦人としての情操を豊かにし、家事その他婦人として必要な基礎的教養を授けるとともに、その自主自立の精神を体得させるため、相談、助言その他の方法によつて、その現在及び将来の生活について指導するものとする。

3 在院者に対する授産作業は、勤労の習慣を養わせ、あわせて職業についての知識及び技能を授けてその自立を助長するように行うものとする。

4 在院者に対する医療は、更生の妨げとなる心身の障害を除去することにとめるものとする。

(自己労作)

第四 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作することを願ひ出たときは、これを行わせることができる。

(学校等の援助)

第五 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助をさせることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかよわせ、その他婦人補導院外で授産作業を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(奨励金等)

第六 授産作業についた者に対しては、法務省令の定めるところにより、奨励金を与えるものとする。

2 院外授産作業の場合において、事業所等から在院者に報酬が支払われるときは、これを全部本人に支給すること。
(手当金)

第七 在院者が授産作業を受けるに際して、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、負傷又は疾病による手当金は、出院の際本人に支給し、死亡による手当金は、本人の遺族に支給すること。

(給養)

第八 在院者には、婦人補導院の長が特に必要があると認めて自弁を許す場合のほか、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与するものとする。

(面会及び通信)

第九 婦人補導院の長は、婦人補導院の職員に在院者に対する面会に立ち合わせ、かつ、在院者の発受する通信を検閲することができ、ものとする。

(臨時外出)

第十 婦人補導院の長は、在院者に特別な事由がある場合において、補導上さしつかえがないときは、在院者を臨時に外出させることができるものとする。

(賞)

第十一 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定めるところにより、賞（注—賞詞、賞状、賞品、賞票、賞金等）を与えることができる。

(懲戒)

第十二 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一 厳重な訓戒をすること。

二 十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲戒は情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができる。

(保護帯)

第十三 在院者が暴行又は自殺するおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護帯を使用することができる。

2 保護帯の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。

3 保護帯の製式は、法務省令で定めること。

(連戻し)

第十四 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とすること。

(旅費及び衣類の給与)

第十五 婦人補導院から出院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、旅費又は衣類を給与するものとする。

(子の保育)

第十六 婦人補導院の長は、在院者の子で満一歳に満たないものについて、やむを得ない事由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができるものとする。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳をこえてもその者に保育させることができること。

8 性病対策について

(昭三二、一〇、一六 意見具申第五号)
売春対策審議会会長菅原通済より
内閣総理大臣岸信介あて

売春防止法の制定を契機として、性病に関する国民の関心はいちじるしく高まってきているが、これまでの性病予防対策は、必ずしもその成果を十分に収めてきたとはいえない実情であるから、政府は、性病の絶滅に向つて格段の努力をなすべき時期にきていると考える。

一方、明年四月の売春防止法全面施行により、売春を行う者の絶対数が減少し、その接触率も低下すると思われるので、性病の発生も又下降の途をたどるものと考えられるのである。

これらの事情にかんがみ、この際、これを好機として、政府は純潔教育を一層徹底するとともに、性病の予防、治療に関する知識の啓発、接触者調査等感染源の追求、特に治療費の全額公費負担による完全な治療の徹底等を根幹として、性病予防対策を一段と拡充強化する必要があると認める。

よつて政府は、性病予防法に係る所要の改正案とこれに要する予算を策定し、来る通常国会に提出して、その実施を期するとともに、さしあたり、売春を常習とする者のうち、性病にかかっているものに対しては、これを根絶するため、ただちに適切な措置を講ずるよう

売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

9 意見具申第五号（性病対策について）についての菅原会長談話要旨（昭三二、一〇、一六）

明年四月の売春防止法の全面施行によつて、売春の勧誘、周旋等、又は場所、資金等の提供その他売春を助長する行為が処

罰されることとなり、かつ性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対し、保護更生の措置が講ぜられることとなるので、売春を行う者の数は、確実に減少するものと期待されるのであります。

又、男子の性病の七十余パーセントは、売春を行う者から感染しているのでありますから、売春婦の数の減少は、同時に性病予防上好結果をもたらすものと信ずるものであります。

しかしながら、一部においては、売春防止法の全面施行により、いわゆる散娼が増加して、かえって性病のまん延を助長する結果を生ずるのではないかと憂慮する者が多いことも又争われない事実であります。

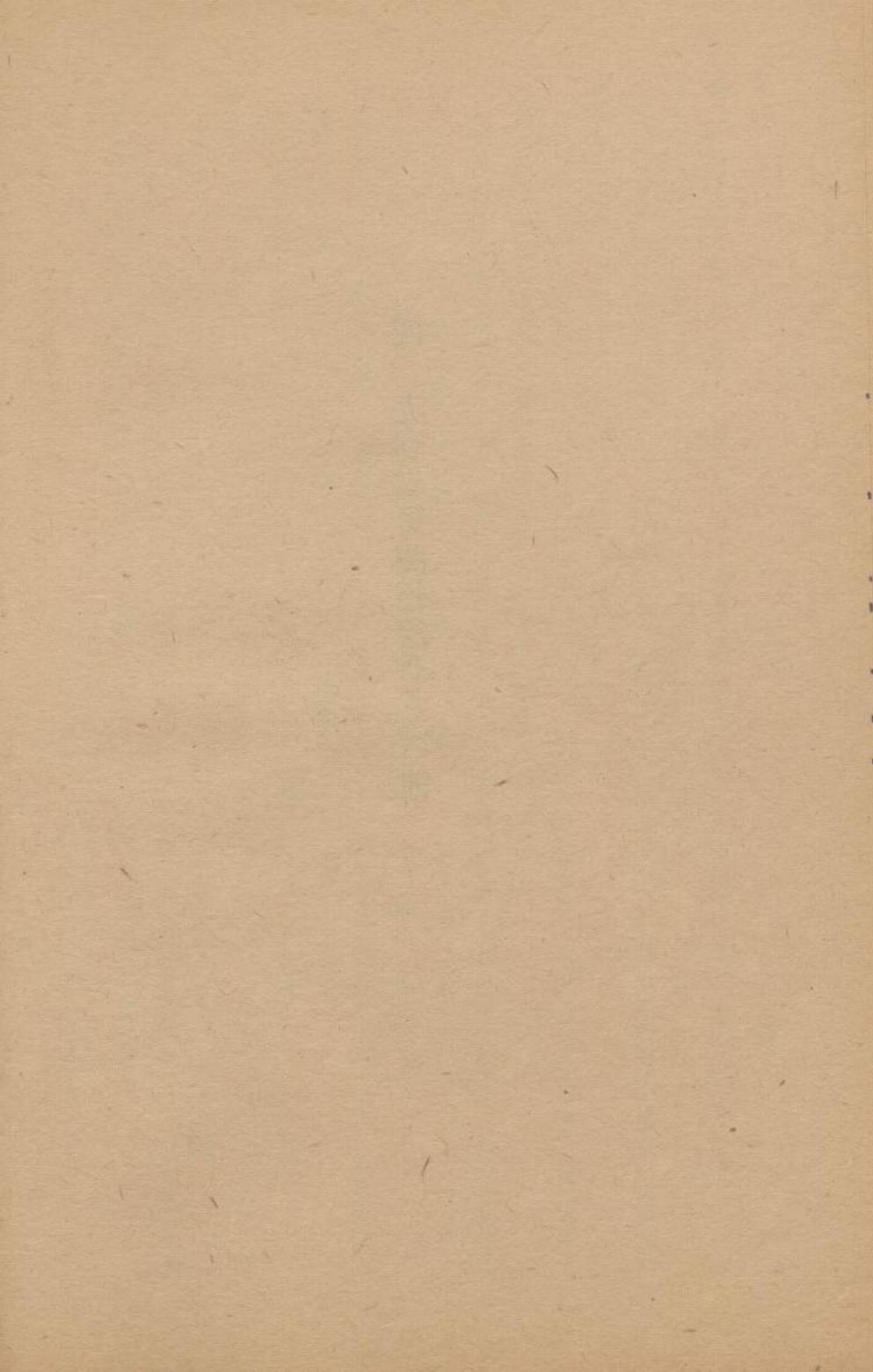
しかし、仮りに散娼が生ずるとしても、前述のように売春を行う者の絶対数が減少し、又散娼については、その所在の不明確なところから、男子に対する誘引の率は必ずしも高くないので、散娼と男子との接触率は従前に比しむしろ低下することは明らかであります。又、従来の例によれば、散娼といわゆる集娼との間の罹病率に格別の差異がみられないのでありますから、これら絶対数の減少、接触率の低下などと合わせて考えますと、たとえ散娼が増加するとしても、これらに対する対策の強化によって、必ずしも性病予防上さして憂慮すべき事態が発生するとも言えないのであります。

本来、売春の防止と性病の予防とは、同一の問題ではありませんが、売春防止法の制定を契機として、性病に関する国民の関心はいちじるしく高まってきているばかりでなく、これまでの性病予防対策は、必ずしもその成果を十分に収めてきたとはいえない実情でもありますから、これを好機として、政府は、性病の絶滅に向つて格段の努力をなすべきものと考えます。

よつて、本日、別紙のとおり意見を具申した次第であります。政府並びに国会は、本審議会の意のあるところを汲んで幸いにして、来る通常国会において、本問題について立法措置が講ぜられることを期待するものであります。

四

売春対策関係法令その他



1 売春等に関する決議

(昭三〇、七、一九
衆議院法務委員会)

いわゆる売春等に関する諸問題は、文教、保健、社会秩序、ならびに転落貧困家庭の扶助政策など各般にわたり、速やかに抜本的総合施策を樹立しこれを実施する必要がある。よつて政府はこのさい内閣に強力なる審議機関を設けその議を経て行政措置、立法的措置、予算措置など総合対策を策定し国会の審議を要するものについては、次の通常国会に提出し、現行の法令ならびに行政措置により可能なる範囲については政府の責任において速やかに実施励行すべきである。

右決議する。

2 売春防止法

(昭三一、五、二四
法律第百十八号)

目次

第一章総則(第一条—第四条)

第二章刑事処分(第五条—第十五条)

第三章保護更生(第十六条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(罰罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び

罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

(婦人相談所)

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができ。

(民生委員等の協力)

第十九条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県が行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所が行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。
- 2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。
- 4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

- 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は廃止する。
- 3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)にいう婦人保護施設を経営する事業

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

3 売春防止法案に関する付帯決議

本法案が人の尊厳、性道德の純化、社会の善良風俗の保持のため画期的な立法であることと、当委員会の審議に於て尚不完全な諸点が認められた経緯にかんがみ、政府は更に一段の努力を以て

(昭三一、五、一八)
参議院法務委員会

- 一、本法案第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること
 - 二、売春行為を処罰対象とするか否かについて更に検討を続けること
 - 三、要保護女子に対する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること
 - 四、生活保障に関する諸立法の適切な運用によって転落主因の防止につとめること
 - 五、本法実施に当り地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期することとし、以て本法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。
- 右決議する。

4 婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について

（昭三一、七、一二 厚生、労働
事務次官より各都道府県
知事及び婦人少年室長あて）

第二十四回国会において成立をみた売春防止法は本年五月二十四日法律第百十八号をもって公布され、保護更生に関する部分は明年四月一日から施行されることになったが、その施行までの間における標記の件に関し左記のとおりその実施の要領を定めたので、その実施に関して格段の御配意を願いたい。

記

婦人の転落防止及び保護更生対策実施要領

一 趣旨

売春防止法制定の趣旨に鑑み、その施行までの間においても、婦人の転落防止及び保護更生対策を一層強力に推進する必

要があるので、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二 措 置

次の関係機関は、相互の連絡を緊密にして転落のおそれのある婦人（以下「対象者」という。）につき、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

(一) 婦人相談所

- 1 主要都市に、その都市を管轄する都道府県（北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）が設置する。
- 2 所長その他の所要の職員を置き、対象者に関する各般の問題につき、相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに附随して必要な指導を行う。
- 3 必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。

(二) 婦人相談員

- 1 都道府県又は市に、非常勤の婦人相談員を置く。
- 2 婦人相談所を設置する都道府県にあつては、婦人相談所所屬、その他の県にあつては県本庁所屬、市にあつては当該市本庁又は福祉事務所所屬とする。
- 3 売春環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、面接、調査、訪問、指導等の業務を行い、対象者の生活の援護、就職の助成等につき関係機関に連絡あつ旋するものとする。

(三) 福祉事務所

婦人相談所及び婦人相談員と密接な連絡の下に、対象者に対し、必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付その他の援護の措置を積極的に講じ、又は医療、職業更生その他の措置につき関係機関へ連絡あつ施する。

(四) 児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要な措置を講ずる。

(五) 婦人少年室

婦人少年室協助員を増員し及び婦人少年室婦人問題相談員をあらたに配置する。

対象者について婦人の地位の向上その他婦人問題の見地から調査、啓蒙及び相談を行う。

(六) 性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適正な治療を実施し、もって心身ともに健全な状態において更生せしめ社会生活に復帰させる。

(七) 婦人保護施設

対象者のうち、収容保護を適当とするものを収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もってすみやかな更生を図る。

(八) 協力機関

次に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、婦人少年室と密接な連絡の下に、対象者の早期発見につとめその相談に応じ、常時必要な指導を行うとともに、担当地区内の婦人の転落防止その他一般啓蒙活動を行う等この要綱実施のために積極的に協力するものとする。

1 民生（児童）委員

2 婦人少年室協助員

3 保 護 司

4 更生保護事業を営むもの

5 人権擁護委員

(4) 関係行政機関団体等との協力

婦人の転落防止及び保護更生対策を総合的且つ強力に推進するため、関係行政機関、団体等と緊密に協力するものとし、これがため常時連絡を密にし、必要に応じ、連絡協議会等の設置を考慮するものとする。

5 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭三一、一二、一七)
(事務次官等会議申合せ)

一 趣旨

さきに制定公布をみた売春防止法は、長い因襲を持った社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには重大なる決意と努力を要するところであるが、この施行に關係する国及び地方公共団体の行政機関は各方面にわたるので、これらの各行政機関が相互に協力し、一体となつてこの法律の円滑な施行を図り、もつて売春防止の目的を達成しようとするものである。

二 措置

(一) 売春防止法の趣旨の普及徹底

売春防止に関する広報活動を広く社会一般に対して積極的に行い、特に売春を行う者、転落するおそれのある者及び関係業者等がこの法律の趣旨の徹底を図るとともに、これらのものが健全な生業に就くためには各方面のあたたかい協力が必要であるので、国民一般の理解と協力を求める。

(二) 人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底

社会教育における講座等及び学校教育における教科及び特別教育活動を通じて、人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底を図る。

(三) 未然防止措置の強化

生活困窮家庭に対する生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付等の適正迅速な運用を図るとともに、児童福祉法、職業安定法、労働基準法等による監督指導を強化する。

(四) 保護更生の強化

1 婦人相談所及び婦人相談員の設置

この法律に基く婦人相談所及び婦人相談員は、昭和三十二年四月一日から設けられるのであるが、この法律の施行にさきだちすみやかに行政措置をもつて、主要都道府県においては婦人相談所を、各都道府県においては婦人相談員を設置して、婦人相談業務の強化を図る。

2 婦人少年室の機能の整備

婦人少年室に協助員を増置するとともに、婦人問題相談員を設けて、婦人相談業務等の強化を図る。

3 その他関係機関の活動の強化

福祉事務所、児童相談所、職業安定機関、法務局、地方法務局、婦人保護施設、性病予防機関、保護司及び人権擁護

委員等の活動の強化を図る。

(四) 関係業者の転廃業の促進

関係業者の転廃業の措置について、関係業者の健全な生業に転換するための自発的な行動を期待するとともに、その正しい転換を円滑に促進し、脱法的転業等の事態とこれによる新しい社会悪の生起しないよう、法の目的を完全に実施するため、積極的な転廃業の補導を行う。

なお、業者の転廃業に際しては、その従業員が再び転落することのないよう、(四)に定める保護更生機関による措置の徹底を図るとともに性病撲滅の抜本的施策を講ずる。

(五) 取締の適正化

この法律の施行前においても、現行法及び現行条例に基づく取締の適正を期する。

(六) 犯罪後の更生保護措置の強化

前項の取締に伴う従業員等の更生保護措置については、取締官庁と緊密な連絡のもとに、保護観察所において更生緊急保護法による措置を強化して、その再転落を防止する。

三 連絡の強化

(一) 右の各措置についての中央関係各省庁相互間の連絡には、内閣総理大臣官房審議室がこれに当り、更に一層の緊密化を図る。

(二) 右の各措置についての地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先機関相互の連絡を強化するとともに、売春防止活動の地方における推進体として、都道府県に売春防止対策本部を置くよう勧奨する。

6 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

〔昭三一、一二、二七 内閣官房副長官、
警察庁、自治庁各次長、法務、大蔵、文
部、厚生、通商産業、労働、建設各事務
次官より、各都道府県知事あて依命通知〕

長い間の因襲を持った社会悪を排除するため、売春防止法が成立し、その公布をみたので、この法律の円滑な施行を図るため、さる十二月十七日の事務次官等会議において別紙のとおり申合せを行った。同法は、わが国道義の刷新に関する画期的なものであり、その施行に關係する行政機関も中央地方を通じ各方面にわたるので、各地方におかれては、地方公共団体の各機関及び国の地方關係出先機関相互の連絡を強化されとともに、売春防止活動の地方における推進体として、貴都道府県に売春防止対策本部を置き、売春防止活動を推進して別紙記載の各行政措置が円滑に実施されるよう御配慮願いたい。

別紙「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」(昭三一、一二、一七事務次官等会議申合せ)添付。

7 婦人相談所等に関する政令

〔昭三二、四、一〕
〔政令第五六号〕

内閣は、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十六条第五項及び第二十二條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

(婦人相談所の所長)

第一条 婦人相談所の所長は、事務吏員又は技術吏員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているもののうちから任用しなければならない。

(婦人相談所の職員)

第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

2 判定をつかさどる職員は、事務吏員又は技術吏員であつて次の各号の一に該当するものうちから任用するように努めなければならない。

一 医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有するもの

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 前各号に掲げる者に準ずる者

3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものの中から任用しなければならない。

（国が負担する費用の範囲）

第三条 売春防止法（以下「法」という。）第二十二條第一項の規定により国がその十分の五を負担する法第二十二條第一項第一号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

一 婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を含む、以下同じ。）の建築、買取又は改造に要する費用

二 婦人相談所の設備及び運営に要する費用（前号及び第三項各号に掲げる費用を除く。）

2 法第二十二條第一項の規定により国がその十分の五を負担する法第二十二條第一項第二号に掲げる費用の範囲は、婦人相談員の報酬並びに婦人相談員が行う相談、調査及び指導に要する費用とする。

3 法第二十二條第一項の規定により国がその十分の八を負担する法第二十二條第一項第五号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

一 一時保護の実施に要する費用

二 一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用

(費用の算定基準)

第四条 前条第一項第一号の費用は、当該建築、買取又は改造を行おうとする時における建築費、買取費又は改造費を基準として厚生大臣が定める一坪当りの建築単価、買取単価又は改造単価に当該建築、買取又は改造に係る延坪数を乗じて算定するものとする。ただし、その延坪数は、百坪を限度とし、これにより難い特別の事情があるときは、厚生大臣が定める坪数を限度とする。

2 前条第一項第二号の費用は、厚生大臣が地域差等を考慮して定める職員一人当りの給与の額に婦人相談所の職員の数を乗じて得た額と、厚生大臣が定める職員の旅費、備品費、しょうもう品費等の額とを合計して算定するものとする。ただし、職員の数は、別表に定める人数を限度とし、これにより難い特別の事情があるときは、厚生大臣が定める人数を限度とする。

3 前条第二項の費用は、厚生大臣が定める婦人相談員一人当りの報酬並びにその職務を行うに要する旅費及び事務費の額に婦人相談員の数を乗じて算定するものとする。ただし、婦人相談員の数は、厚生大臣が要保護女子の数を考慮して都道府県ごとに定める人数を限度とする。

4 前条第三項第一号の費用は、厚生大臣が地域差等を考慮して定める被收容者一人一日当りの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に被收容者の延人員を乗じて算定するものとする。

5 前条第三項第二号の費用は、厚生大臣が地域差、被收容者の延人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。

この政令は、公布の日から施行する。

別表

婦人相談所を設置する都道府県		人 数
東京都、大阪府		十三人
北海道 埼玉県 神奈川県 静岡県 愛知県 京都府 兵庫県		八人
広島県 福岡県 長崎県		七人
その他の県		

8 売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件

(昭三二、四、九
厚生事務次官より、
各都道府県知事あて

売春防止法は、昭和三十一年五月二十四日法律第百十八号をもって公布されたのであるが、この法律は、売春が人としての尊厳を書し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすことにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に対する保護更生の措置を講ずることによって、売春防止を図ることを目的としている。特に要保護女子については、これを刑罰の対象と考えるよりむしろ救済の対象と考える

のであって、明年四月一日刑事処分の施行に先だち、要保護女子の保護更生に努めることにより刑事処分の規定の施行を円滑ならしむることを期して、その第一章総則及び第三章保護更生に関する部分は、本年四月一日から施行され、これに伴う政令も同日公布施行された。国及び地方公共団体は、広く本法制定の趣旨の普及徹底を図り一般国民の理解と協力とを求めることは勿論、その共同の責任において、この法律の定めるもののほか、公共の福祉に関するあらゆる施設を活用し、もって、要保護女子の更生を援助し、自立のために必要な援助を行わなければならないのであって、その実施に当り特に貴職におかれては、次の事項に御留意のうえ、所期の目的達成に万遺憾なきを期されたく、命によつて通知する。

記

第二 一般事項

一 婦人相談所及び婦人相談員については、設置の義務が課せられているのですみやかにその整備を図ること。

二 要保護女子とは、いわゆる赤線区域等において、現に、売春を行っている女子のみをいうのではなく、家出、浮浪等により、転落のおそれのある女子をも広く含むものであること。

三 要保護女子の保護更生は、本人のみならず親族、雇傭主、社会環境等に係る複雑、かつ特殊な問題の解決を要することが多い点にかんがみ、婦人相談所の職員、婦人相談員、及び婦人保護施設の職員の人選については、その適格性を慎重に審査して、これを行うこと。

四 婦人相談所及び婦人相談員は、要保護女子の保護更生に関する中枢的機関であるので、福祉事務所、民生（児童）委員その他おおむね次に掲げる機関等と常時緊密な連絡を保つように努めるものとする。

児童相談所、保健所、性病病院、性病診療所、婦人少年室、公共職業安定所、公共職業補導所、警察署、地方検察庁、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、法務局、地方法務局、保護司、更生保護事業を営むもの、及び人権擁

五 生活保護法、児童福祉法、母子福祉資金の貸付等に関する法律、世帯更生資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、更生緊急保護法、犯罪者予防更生法、少年法等は、要保護女子の保護更生について、極めて密接な関連があるので、婦人相談所の職員及び婦人相談員は、その理解に努めるものとする。

六 要保護女子の更生は、その能力に適當した職場を開拓し、確保することによってその全きを期し得るのであるから、公共職業安定所、公共職業補導所及び雇傭主等と密接な連絡を保ち、もつてその理解と協力とを深め、職業更生の促進に努めること。

七 地域社会の啓蒙指導、調査等については、社会福祉協議会、各種婦人団体等の活動に俟つべきものの多い点にかんがみ、その積極的な協力を要請すること。

八 婦人相談所を設置したときは、その名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員の定数等を当省あて報告すること。なお、これを変更したときも同様であること。

九 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設に関し、都道府県の条例、規則等を制定し、又は改廃したときは、そのつど当省あて報告すること。

第二 婦人相談所に関する事項

一 婦人相談所の設置場所については、その機能を十分發揮し得るよう特別の考慮を払うとともに、婦人相談所利用者等の心理的影響をも考慮して、慎重に選定すること。

二 婦人相談所の所長は、次の各号の一に該当する者のうちから任用するように努めること。

1 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

3 前各号に掲げる者に準ずる者

三 相談及び調査をつかさどる職員は、年令三十年以上のもののうちから任用するように努めること。

四 婦人相談所には、おおむね次の基準によつて、職員を置くように努めること。

婦人相談所を置く都道府県	所長	医師	判定を掌る職員	相談及び調査を掌る職員	事務職員	計
東京都及び大阪府	一	一	一	八	二	一三
北海道、埼玉県、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、福岡県、長崎県	一		一	五	一	八
その他の県	一		一	四	一	七

なお、右基準表による職員の他に、地方交付税法による基準財政需要額の算定基礎の中に事務雇員平均一名の費用が見込まれていること及び一時保護を行うために必要な現業職員平均二名程度が、一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用中に見込まれていること。

五 婦人相談所の行う一時保護は、要保護女子及びその家庭について、必要な連絡、調査、判定、移送（帰郷を含む。）又は婦人保護施設への収容の手續等をとる場合に行うこととし、その期間は、原則として、二週間以内とすること。

六 婦人保護施設への収容保護の決定及び廃止は、婦人相談所長をして行わしめることが適當であること。

七 都道府県が婦人相談所を設置しようとする場合は、その名称及び位置、建物その他の設備の規模及び構造、職員の定数、収支予算、事業開始年月日等につき当分の間、あらかじめ当省あて協議すること。

第三 婦人相談員に関する事項

一 婦人相談員は、人格高潔であつて年令三十年以上の真に活動力のあるものの中から任命するよう努めること。

二 売春防止法第十七条第二項によれば「市は婦人相談員を置くことができる」として任意設置の形をとっているが、これは売春環境上その設置を必要とする市について設置義務を課する場合は、その市を定めることが困難なので、この種の規定になったのであるが、かかる市では、法運用上実際問題として必ず設置することが必要であると考えられるので必ずこれを置くように指導すること。

三 婦人相談員の所屬は、原則として、都道府県の婦人相談員にあつては婦人相談所とし、市の婦人相談員にあつては当該市本庁又は福祉事務所とすること。

四 都道府県の婦人相談員は、売春環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、その業務を行うものとする。

五 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、二つ以上の福祉事務所の所轄区域を、担当することができるとすること。

六 婦人相談員は、その業務に関し、必要な事項について、婦人相談所長又はその担当区域を管轄する福祉事務所長に随時報告又は通知するものとする。

七 市の婦人相談員は、常時婦人相談所と緊密な連絡を図るものとする。

第四 婦人保護施設に関する事項

一 婦人保護施設は、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置できることとなっているが、当該施設は、要保護女子の保護更生に必要不可欠のものであるので、都道府県の区域内に必ず一以上これを設置するよう所要の措置を講ずること。

なお、婦人保護施設、経営等については、社会福祉事業法の適用を受けるものであること。

二 都道府県が設置する婦人保護施設については、その経営を社会福祉法人等に委託してはならないものであること。

第五 収容保護に関する事項

都道府県が行う収容保護は、市町村、社会福祉法人の他救世軍、日本基督教婦人矯風会等適當と認める者に委託して行うことができるものであること。

都道府県が、市町村等に収容保護を委託しようとするときは、あらかじめ当省あて協議すること。

第六 費用に関する事項

本法施行に必要な費用については、別途通知する予定であること。

9 売春対策推進委員の設置に関する件

(昭三二、七、九)
(厚生大臣決定)

一 設置

売春対策を強力に推進するためには、売春防止法の趣旨の普及徹底をはかるとともに婦女の保護更生と売春関係業者の転廃業の推進等により売春環境の浄化をはかなければその実を挙げ得ない実情にかんがみ、厚生省に、臨時に売春対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

二 所掌事務

委員は、売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに婦女の保護更生と売春関係業者の健全な生業への転換の相談に応ずるものとする。

三 定数及び任命

委員の定数は五人とし、売春対策に関し識見がある者のうちから厚生大臣が任命する。

四 勤務

委員は、非常勤とする。

売春対策推進委員

(昭和三十二年七月九日発令)

磯 村 英 一

東京都立大学教授(元東京都民生局長)

田 辺 繁 子

売春対策審議会委員、専修大学講師

松 原 一 彦

売春対策審議会委員(元法務政務次官)

阿 部 広 三 郎

名古屋市商工会議所常議員

菅 原 通 済

売春対策審議会会長、常盤山文庫理事長

10 売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について

(昭和三七、八、三〇)
閣議決定

売春防止法は、明年四月一日から全面的に施行されるのであるが、同法公布後、今日までにおける関係業者の転廃業及び婦女の保護更生等の状況にかんがみ、同法の全面施行にそなえ、左記事項を強力に実施するものとする。

一 売春防止法は、明年四月一日を以て、刑事処分に關する規定が施行されることにより、いよいよ、全面的に実施されることを一般に周知徹底せしめること。

二 売春防止活動の地方における推進体である売春防止対策本部を整備強化し、いまだ設置していない都道府県に対し、速かにその設置を為さしめるよう措置するとともに、都道府県に対し、民間適任者をもつてする売春対策推進委員を設けるよう措置すること。

三 婦人保護施設を設置していない道府県に対し、早急にその設置を為さしめるとともに、なお、法の全面施行期日前に、都道府県において、更に必要な収容力を速かに増加できるよう措置すること。

四 業者が健全な生業に転換するに当り、資金を必要とする場合においては、公私の金融機関において、その融資方針に基き可能な範囲内で融資を行うものとする。

五 売春を常習とする者のうち、性病にかかっているものに対しては、これを根治せしめるよう、適切な措置を講ずるものとする。

六 明年四月一日前においても、現行関係法令に基く所要の処置を行うものとする。

11 売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について

昭三二、九、五 総理府総務副長官、
警察庁次長、自治、法務、大蔵、文部、
厚生、通商産業、労働、建設各事務次
官より、各都道府県知事あて依命通知
売春防止法の全面的な施行にそなえて、今般、別紙のとおり、閣議決定がなされたので命に依り通知します。

追って、このことについては、関係各省庁から、それぞれ、所要の指示をする予定ですから、申し添えます。

別紙「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」（昭三二、八、三〇閣議決定）添付。

12 売春防止対策本部等の設置について

（昭三二、九、二〇）
厚生省社会局長より、
各都道府県知事あて

標記については、八月三十日の閣議決定にもとずき、九月五日総審第一八〇号総理府総務副長官他関係各省庁事務次官等連名通達「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」をもって通達されたところであるが、その任務組織等については概ね左記要領によらねたい。

なお、設置した場合は直ちに設置要綱等を当省宛報告されたい。

記

都道府県売春防止対策本部設置要領

一、設置

売春防止法の全面施行にそなえて啓発宣伝、婦女の保護更生、関係業者の転廃業、取締の強化等の諸施策を一層強力に推進する必要があるため、都道府県に売春防止対策本部（以下「地方本部」という。）を置く。

二、任務

1 売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに売春防止に関する諸施策の推進を図ること。

2 関係行政機関の行う売春問題対策の実施について連絡協議すること。

三、組織

1 地方本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

本部長は都道府県知事、副本部長は副知事をもってあてゐる。

部員は次に掲げる者の中から都道府県知事が任命又は依嘱する。

総務部(局)長

民生部(局)長

衛生部(局)長

労働部(局)長

商工(経済)部(局)長

教育長

警察本部長

検事正

家庭裁判所長

法務局長又は地方法務局長

保護観察所長

婦人少年室長

2 地方本部に幹事を置く。

幹事は関係行政機関の職員のうちから都道府県知事が命じ又は依嘱する。

幹事は、本部長及び副本部長及び部員を補佐する。

四 部会

地方本部に次の部会を置く。

婦人保護対策部会

取締対策部会

転業対策部会

五 庶務

地方本部に関する事務は、民生主管部（局）においてつかさどる。

六 運営

地方本部の運営その他必要な事項については、本部長が定める。

七 その他

1 地方本部未設置の都道府県にあつては、昭和三十二年十月一日から発足し得るよう措置すること。

2 経費については別に定める基準により国庫補助を行うので必要な予算措置等を講ずること。

3 従来の婦人保護対策連絡協議会は、地方本部の婦人保護対策部会に発展吸収せしめること。

売春対策推進委員設置要領

一 設置

婦女の保護更生と売春関係業者の転廃業等が予期の成果をあげていない現状にかんがみ、売春防止法の趣旨の普及、関係諸施策の実施を更に強力に推進させるため、都道府県に、売春対策推進委員（以下「委員」という）を置く。

二 所掌事務

委員は、売春防止法の趣旨の啓蒙及び婦女の保護更生の諸施策を推進するとともに売春関係業者の健全な生業への転換につき相談に応ずるものとする。

三 定数及び任命

委員の定数は七人（又は五人）以内とし、売春対策に関し識見のある者のうちから都道府県知事が任命する。

四 勤務

委員は非常勤とする。

五 その他

- 1 昭和三十二年十月一日から発足し得るよう措置すること。
- 2 設置に伴い必要な経費については、別に定める基準により国庫補助を行うので必要な予算措置を講ずること。

13 売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について

（昭和三二、九、三 大蔵省銀行
局長より国民金融公庫總裁及び
中小企業金融公庫總裁あて）

売春防止法の全面的な施行にそなえて今般別紙のとおり閣議決定がなされたので、関係業者が健全な生業に転換するために必要な資金については、従来の一一般の融資方針に基いて他と区別することなく可能な範囲において融資を行うよう配意された。

別紙「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」（昭三二、八、三〇閣議決定）添付。

五
關
係
資
料

1
統 計 資 料

- (一) 全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数（労働省調）
- (二) 全国売春婦数（厚生省調）

業者数及び従業婦数

(昭和32年 4月30日現在 労働省婦人少年局調)

軍 基 地		春		計		散 婦	売 春 婦 総 計
業者	従業婦	地域	業者	従業婦			
829	3,575	1,634	35,283	102,752	29,981	132,733	
28	164	10	889	3,647	430	4,077	
71	161	14	222	731	725	1,456	
0	0	30	189	562	0	562	
7	20	30	308	942	198	1,140	
2	10	41	367	1,008	0	1,008	
0	0	32	381	799	0	799	
0	0	48	635	1,785	※	1,785	
0	0	16	223	478	0	478	
0	0	43	728	1,595	0	1,595	
0	0	27	538	1,131	225	1,356	
36	104	43	584	1,305	234	1,539	
30	92	52	983	2,146	7	2,153	
86	168	73	3,908	10,148	2,952	13,100	
※	※	23	1,055	6,281	11,968	18,249	
0	0	85	1,542	2,293	313	2,606	
0	0	38	459	1,434	0	1,434	
0	0	33	615	1,625	※	1,625	
0	0	14	243	721	0	721	
0	0	15	224	486	77	563	
0	0	41	1,124	2,298	0	2,298	
7	132	35	733	2,189	※	2,189	
129	322	124	2,245	5,508	60	5,568	
23	91	65	1,568	5,508	4,001	9,509	
0	0	25	438	1,430	0	1,430	
13	71	11	187	443	20	463	
※	140	28	1,939	3,107	325	3,432	
10	50	28	1,745	5,000	510	5,510	
0	0	25	758	3,292	1,506	4,798	
0	0	15	181	775	0	775	
5	16	31	763	1,647	78	1,725	
0	0	13	165	520	100	620	
0	0	15	132	458	0	458	
0	0	10	228	838	50	888	
5	20	41	855	2,738	870	3,608	
116	975	29	509	2,893	1,965	4,858	
0	0	14	404	835	30	865	
0	0	36	350	1,024	339	1,363	
0	0	76	1,169	2,569	0	2,569	
0	0	30	412	1,134	0	1,134	
84	460	81	2,518	9,722	885	10,607	
0	0	27	235	955	※	955	
177	573	48	837	2,599	311	2,910	
0	0	20	447	1,698	767	2,465	
0	0	27	509	2,186	800	2,986	
0	0	31	250	770	27	797	
※	6	41	489	1,499	208	1,707	

この調査は各都道府県の婦人少年室が、警察、公衆衛生課、労働基準監督署の協力によって行ったものである。

※印 把握できなかったもの。

2 1 組 組織売春：業者により経営されているもの。
散 婦：街頭に立つて客をとるもの及びボン引き、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの。

4 3 特 飲食以外の集娯地：飲食店、旅館等の名目で売春の行われているところ。いわゆる青線地域。
地 域：業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。

(一) 全国売春関係地域数、

都道府 県別	数	組 織 売											
		特殊飲食店街			二業地及び三業地			特飲以外の集落地			駐留		
		地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域		
総	数	662	14,992	49,916	438	9,894	24,357	485	9,568	24,904		49	
北海道		3	155	727	1	40	245	5	666	2,511		1	
北青	道森手	11	108	385	2	43	185	0	0	0		1	
岩	城田	13	128	419	3	40	90	14	21	53		0	
宮		10	126	467	1	63	139	18	112	316		1	
秋		19	180	467	※	※	61	21	185	470		1	
山	形島	5	33	152	13	149	260	14	199	387		0	
福	城木	15	151	510	18	371	994	15	113	281		0	
茨	馬	2	64	160	7	83	177	7	76	141		0	
栃		7	143	389	18	373	788	18	212	418		0	
群		14	234	523	13	304	608	0	0	0		0	
埼	玉葉	18	220	578	15	267	523	5	61	100		5	
千	京川	11	177	591	13	251	462	22	525	1,001		6	
東	新	14	1,203	4,277	49	2,282	4,834	5	337	869		5	
神	濁	23	1,055	4,259	※	※	749	※	※	1,273		※	
奈		12	168	536	56	930	1,757	17	444	※		0	
富	山川	38	459	1,434	0	0	0	0	0	0		0	
石	井	18	321	770	3	83	175	12	211	680		0	
福	野	9	150	377	5	91	336	※	2	8		0	
山		11	150	295	4	74	191	0	0	0		0	
長		16	549	948	25	456	1,144	※	119	206		0	
岐	皇岡	4	157	576	15	326	875	15	243	606		1	
静	知	32	595	1,874	41	661	1,653	48	860	1,659		3	
愛	重	31	726	3,043	23	561	1,656	10	258	718		1	
三	賀	17	320	1,098	8	118	332	0	0	0		0	
滋		7	154	309	3	20	63	0	0	0		1	
京	都	14	1,057	1,926	9	593	526	※	289	515		5	
大	阪	8	888	2,857	11	602	1,362	8	245	731		1	
兵	庫	9	394	1,589	8	158	873	8	206	830		0	
奈	良	3	71	261	7	69	269	5	41	245		0	
和	山	4	90	219	16	348	678	10	320	734		1	
歌		4	79	221	4	47	185	5	39	114		0	
鳥	取	6	74	231	6	40	166	3	18	61		0	
島	根	10	228	695	※	※	143	※	※	※		0	
岡	山	27	597	1,923	2	9	41	11	244	754		1	
店	島	20	312	1,495	4	58	292	2	23	131		3	
山		2	93	270	2	68	55	10	243	510		0	
徳	島	12	187	480	10	12	225	14	151	319		0	
香	媛	2	53	227	3	51	154	71	1,065	2,188		0	
愛	知	1	52	158	0	0	0	29	360	976		0	
高	岡	68	1,383	5,756	4	90	445	4	961	3,061		5	
福		22	191	925	2	※	30	3	44	※		0	
佐	賀	37	550	1,848	4	59	64	2	51	114		5	
長	崎	14	390	1,446	6	57	252	※	※	※		0	
熊	本	22	367	1,416	4	47	285	1	95	485		0	
大	分	14	141	526	0	0	0	17	109	244		0	
宮	崎												
鹿	尼	3	69	283	※	※	15	36	420	1,195		2	
児	島												

数

年 9月 1日 厚生省公衆衛生局防疫課調査)

芸妓及びこれに類する者					○印の
芸妓数			○ これに類する者	計	計
計○	A	B○			
4,155	402	524	1,051	1,977	6,734
258	72	11	1,127	1,210	2,596
109	126	33	463	622	1,100
300	120	133	527	780	1,694
80	108	33	28	169	67
424	139	22	143	304	707
222	521	451	163	1,135	1,412
359	131	260	450	841	1,331
722	360	330		690	1,475
160	169	390		559	1,281
145	412	174	169	755	2,060
1,349	200	387	510	1,097	2,938
19,600	2,400	2,070		4,470	31,540
2,270	459	603		1,062	7,962
163	1,046	734	210	1,990	1,653
371	182	1,348	83	1,613	3,150
666	114	435	8	557	1,902
	226	123	75	424	660
199	101	119	54	274	660
580	552	447	18	1,017	1,683
382	540	340	443	1,323	2,377
660	854	1,096	29	1,979	4,593
2,443	1,006	703	98	1,807	6,949
70	244	38		282	1,246
	55	2	27	84	544
65	863	180	83	1,126	2,489
7,190	1,430	717	163	2,310	11,260
1,533	436	250	1,126	1,812	5,560
102	53	156	412	621	1,356
253	285	235	98	618	1,268
85	46	110	4	160	531
66	34	84	60	178	463
90	70	3	331	404	1,199
424	136	17	201	354	2,453
403	131	159	394	684	4,173
175	61		370	431	822
446	150	50	247	447	1,217
858	123	157	239	519	1,650
146	103		2,020	2,123	3,009
1,815	A B の区分不明			532	11,533
31	26	46	201	273	1,466
250	135	215		350	2,914
383	40	102	58	200	2,388
120	112	68	38	218	1,416
312	芸妓の記入なし				1,037
428	46	15	83	144	1,480
50,862	14,819	13,370	11,804	40,525	148,662

(二) 全国売春婦

(昭和31)

	赤線地区			赤線地区以外売いん常習者							
	地区数	業者数	売春 婦数	A 洋 娼				B 和 娼			
				街	娼	青	線その他	計○	街	娼	青
北海道	19	199	777	30	123	74	227	634	3,044	477	
	11	105	480		620	100	720		220	38	
	17	152	487			8	8		80	29	
	8	104	382	152		200	352	150		150	
	35	182	522		8		8		12	6	
山形県	4	31	118						57	367	
	45	206	576					26	125	71	
	11	134	262						187	172	
	7	198	423						118	604	
	23	266	665	66			66	111	49		
埼玉県	24	225	611	220	406	335	961	15	16	114	
	14	210	610	7	48	27	82		862	487	
	19	1,232	4,990	3,830	1,050		4,880	720	18,880		
	33	784	2,735	580	1,012	762	2,354	738	969	563	
	28	170	506	20		20	40	20	90	53	
東京都	43	500	1,348						326	45	
	37	321	793						650	16	
	12	140	462		街娼は把握できず						
	1	110	200		88		88		65	134	
	31	359	638						323	257	
岐阜県	15	291	983	30	184	15	229	35	178	169	
	48	577	1,897		811	100	911		516	144	
	31	732	3,043	18	140	504	662	291	869	1,283	
	47	300	1,138							70	
	7	128	300	64	151		215				
京都府	14	987	2,011	50	100		150	30	35		
	6	516	2,970	20		200	220	3,000	1,110	3,080	
	17	566	2,476		175		175	245	1,075	213	
	3	72	281	300	70	35	405		102		
	21	291	674		5	3	8		233	20	
和歌山県	4	77	262	20	50		70			85	
	14	67	253					5	42	19	
	11	290	775					30		60	
	32	568	1,691	40	80		120	21	263	140	
	34	304	1,597	700	720	200	1,620	60	252	91	
徳島県	3	93	277						152	23	
	7	143	474					20	264	162	
	10	99	396						570	288	
	31	269	903						65	81	
	102	1,314	6,678	186	605	2,249	3,040	445	845	525	
福岡県	50	259	1,188						31		
	78	532	2,019	100	180	150	430	50	150	50	
	34	442	1,845						331	52	
	66	324	1,190					80		40	
	28	159	725					27	281	4	
鹿児島県	41	294	948		2	4	6	220	152	56	
計	1,176	15,262	54,579	6,433	6,540	5,074	18,047	6,973	33,589	10,300	

(単位千円)

所 管 事 項 別	昭和32年度予算額	昭和33年度要求額	比較増△減	備 考
法 務 省	3,045	1,062,944	1,059,899	
(1) 検察庁関係	1,662	65,043	63,381	増員 検事、検 察事務官 計70名
(2) 矯正局関係	0	878,481	878,481	
1. 婦人補導院新営 (7ヶ所)	0	534,936	534,936	
2. 女子少年院整備 (6ヶ所)	0	139,969	139,969	
3. その他	0	203,576	203,576	増員 339名
(3) 人権擁護局関係	651	5,843	5,192	主要都道府県特設 婦人相談所
(4) 保護観察所関係	732	113,577	112,845	保護観察官 182名 増
最 高 裁 判 所	2,274	12,182	9,908	
(1) 刑事局分	1,246	8,833	7,587	
1. 刑事裁判官会同開催費	1,071	2,972	1,901	
2. 調査官会同開催費	0	1,586	1,586	
3. 婦人補導院巡視経費	0	3,269	3,269	
4. 検察官、矯正管区、婦人補導院、保護観察所、婦人相談所との打合協議会費	0	269	269	
5. 印刷物刊行費	175	737	562	
(2) 家庭局分	1,028	3,349	2,321	
1. 少年係裁判官会同開催費	941	2,952	2,011	
2. 法令集等印刷配布費	87	397	310	
総 計	432,948	2,125,196	1,692,248	

注 (1) 32年度予備費要求額を除く

(2) 労働省においては、職業訓練費において、女子(売春婦を含む。)を対象として、種目(延)178、人員(延)11,575人の職業訓練を予定し、これに要する経費84,000千円を要求計上している。

2 売春対策等経費調

昭和32年度予算額 432,948千円
 昭和33年度要求額 2,125,196千円
 前年比較増 1,692,248千円
 (単位千円)

所管事項別	昭和32年度予算額	昭和33年度要求額	比較増△減	備考
総理府	532	1,511	979	
(1) 売春対策審議会に必要な経費	532	1,511	979	
厚生省	367,814	809,464	441,650	
(1) 婦人相談所設置費補助 (1/2)	77,900	20,520	△57,380	8大府県各1ヶ所
(2) 婦人相談所職員設置費補助 (1/2)	32,526	70,606	38,080	全国54ヶ所
(3) 婦人相談員設置費補助 (1/2)	25,272	29,484	4,212	所全国468名
(4) 婦人相談事業費補助 (1/2)	8,880	26,402	17,522	
(5) 婦人更生資金の資付補助 (2/3)	0	140,400	140,400	
(6) 被服等支給費補助 (8/10) (1/2)	0	13,454	13,454	
(7) 都道府県売春対策本部設置費補助 (1,335)	4,067	(2,732)		婦人更生寮
(8) 都道府県売春対策推進委員設置費補助 (1/2)	0	15,066	15,066	(8大府県)
(9) 婦人相談所一時収容保護費補助 (8/10)	12,500	40,350	27,850	婦人保護寮
(10) 婦人保護施設設置費補助 (2/3)	98,198	103,383	5,185	(東京・大阪)
(11) 婦人保護施設運営費補助 (8/10)	45,394	93,040	47,646	婦人母子ホ一ム(東京・大阪)
(12) 性病予防費補助 (5/10-8/10)	65,809	252,692	186,883	
労働省	6,400	35,421	29,021	
(1) 売春問題実態調査費	787	1,832	1,045	
(2) 特別広報活動費	1,474	2,623	1,149	
(3) 転落防止保護更生相談指導費	3,490	17,655	14,165	
(4) 更生婦人の作業訓練の委託に伴う経費	0	7,736	7,736	
(5) 悪質な周旋行為等の規制及び求人開拓費	649	5,575	4,926	
警察庁	52,883	203,674	150,791	
(1) 売春事犯の取締に要する経費	52,883	203,674	150,791	
1. 国庫直接負担額	23,411	94,182	70,771	
2. 府県警察費補助 (1/2)	29,472	169,492	80,020	
		109,972		

3 旅館業法

昭和二十三年法律第百三十八号
（傍線は、昭和三十二年法律第百
七十六号による改正箇所）

八六

第一条 この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行うとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受け、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。当該施設の設置場所が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、同様とする。

一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

3 都道府県知事は、学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて当該学校が大学附置の国立学校であるときは当該大学の学長、その他の国立学校であるときは当該学校の校長、公立学校であるときは都道府県教育委員会、私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を求めなければならない。

4 都道府県教育委員会は、市町村の設置する学校に関し前項の規定により意見を述べる場合には、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を求めなければならない。

5 第二項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者

に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上必要な条件を附することができ。

第四条 旅館業を営む者（営業者という。以下同じ。）は営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないとき、その他都道府県が条例で定める事由があるとき。

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七条 都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条の規定に基く政令で定める市にあっては、市長）は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該官吏に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 当該官吏が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があ

るときは、これを呈示しなければならない。

第七条の二 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三条第二項の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基く処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至ったときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四条、第百七十五条又は第百八十二条の罪

二 風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第一条第一号及び第二号に掲げる営業に関するものに限る。）

三 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）に規定する罪

第八条の二 国立大学の学長その他第三条第三項に規定する者は、当該学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある営業の施設の構造設備が同条第二項の規定に基いて政令で定める基準に適合しなくなった場合又は営業者が当該学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内において第四条第三項の規定に違反した場合において、当該学校における清純な教育環境が著しく害されていると認めるときは、前二条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する学校に関し、前項に規定する事実があると認めるときは、都道府県の教育

委員会に対し、同項の規定により都道府県知事に意見を述べるべきことを申し出ることができる。

第九条 都道府県知事は、第八条の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府県知事は第八条の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の二週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第九条の二 この法律に別段の定があるものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して同条同項の規定による許可を受けなくて旅館業を經營した者

二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二条 第六条第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽って告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三条 法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十条又は第十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

第十四条 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五条 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六条 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに新たに旅館業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三条第一項の許可を受けた者とみなす。

附 則

(第一次改正)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則

(第二次改正) 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律施行の日から施行する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に従前の第三条第一項の規定による許可を受けて旅館業を經營している者は、それぞれの業態に応

じこの法律による改正後の第三条第一項の規定によりホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の許可を受けたものとみなす。

3 前項の者がこの法律の施行の際現にその営業の用に供している施設については、この法律の施行後三年間は、その構造設備がこの法律による改正後の第三条第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しない場合においても、従前の規定による基準に適合している限り、この法律による改正後の第七条の二の規定を適用しない。

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 旅館業（昭和二十三年法律第三百三十八号）の施行に関し都道府県知事を指揮監督すること。

第九条第十一号中「旅館、」を削り、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 旅館業法を施行すること。

4 売春対策関係法令調

日本国憲法（一一三、一八） 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令、刑法（一七四、一七六―一八二、二二三、二二五―二二九） 民法（九〇、七〇三、七〇八） 労働基準法（五、六、八、一七、五六、五七、六三、一一七―一九） 女子年少者労働基準規則（八、一〇） 職業安定法（一六、一七、二二、二六、三三、三三、三三の四、三五―四一、四四、四五、五〇、六三―六七） 生活保護法（一、一二―一八、三八） 児童福祉法（四、一五の二、一八の二、一八の三、二二―二四、三四、三六―四四、六〇） 母子福祉資金の貸付等に関する法律（一、三、四、一五） 保健所法（二） 社会福祉事業法（二、一三） 性病

予防法（三一五、二二、二六一二八、三二）風俗営業取締法（一四、六一八）警察官職務執行法（六）輕犯罪法（一一三）
（）旅館業法（本資料に全文収載）道路交通取締法（二五、二九）道路交通取締法施行令（六八）都市計画法（一〇）建築基準
法（四九、五〇、五二、九九）公衆浴場法（三、七、八）出入国管理令（二四、三九、四一、七二）地方財政法（二〇）売春
取締条例、喫茶店営業等の深夜営業の取締に関する条例（東京都条例）等。

（注）数字は当該条文を示す。

